

簡易水道

【簡易水道使用料金表(税込)】

	現行	改訂後
基本料/月 (10m ³ まで)	1,680円	1,720円
超過料金/m ³	168円	172円

新料金はいつから？

水道メーターの検針は月初めに行っています。
今回の改定では、5月の検針分から新料金となります。



詳しくは、以下の早見表をご覧ください。

新料金早見表 (一般家庭 口径13mm使用の場合)

単位：m³ 円(税込)

使用水量	基本料	超過料金	メーター使用料	合計	使用水量	基本料	超過料金	メーター使用料	合計
10	1,720	0	50	1,770	21	1,720	1,892	50	3,660
11	1,720	172	50	1,940	22	1,720	2,064	50	3,830
12	1,720	344	50	2,110	23	1,720	2,236	50	4,000
13	1,720	516	50	2,280	24	1,720	2,408	50	4,170
14	1,720	688	50	2,450	25	1,720	2,580	50	4,350
15	1,720	860	50	2,630	26	1,720	2,752	50	4,520
16	1,720	1,032	50	2,800	27	1,720	2,924	50	4,690
17	1,720	1,204	50	2,970	28	1,720	3,096	50	4,860
18	1,720	1,376	50	3,140	29	1,720	3,268	50	5,030
19	1,720	1,548	50	3,310	30	1,720	3,440	50	5,210
20	1,720	1,720	50	3,490	※30m ³ を超える料金はお問い合わせください。				

- ・料金の算定については、10円未満切り捨てとなります。
- ・一般家庭及び営業所で20mm以上を使用の場合はメーター使用料が異なります。
- ・この料金表は、改正条例の施行日(平成26年4月1日)から適用されます。

問い合わせ先 本庁 建設課 下水道係・維持係 ☎0968・86・5726

平成26年4月使用分(5月請求分)から

下水道・町管理浄化槽・簡易水道料金が変わります

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、下水道、町管理浄化槽・簡易水道使用料を改定します。

下水道と浄化槽は、家庭などから出る汚水を集め衛生的に処理することで、私たちの生活環境や自然を守る重要な施設です。また、簡易水道事業は、良質な水道水を安定的に供給することを目的としており、どちらも私たちの生活に欠かすことのできない事業です。

これらの事業を運営するための主な財源は、下水道、町管理浄化槽、簡易水道の利用者の皆さんからご負担いただく、使用料です。

使用者の皆さんには、厳しい社会情勢の中での負担増となりますが、健全経営のため必要となる今回の改定に、ご理解とご協力をお願いします。



下水道、町管理浄化槽

【下水道及び町管理浄化槽使用料金表(税込)】

一般世帯		
世帯人員	現行	改定後
1人	2,100円	2,160円
2人	3,150円	3,240円
3人	4,200円	4,320円
4人	4,720円	4,860円
5人	5,250円	5,400円
6人	5,770円	5,940円
7人以上	6,300円	6,480円
2世帯住宅	7,350円	7,560円
集落公民館 100世帯以下	3,150円	3,240円
集落公民館 100世帯以上	4,200円	4,320円

一般世帯以外		
下水道		
(人数計算)	現行	改訂後
基本料/月	1,500円	1,540円
人数割/月 (1人当たり)	700円	720円
※人数割り料金について、8人目からは1人につき250円を加算		
(水量計算)		
基本料/月	3,150円	3,240円
使用量/m ³	126円	129円
※事業所で全て簡易水道を使用する場合の料金		
町管理 浄化槽		
一般世帯以外の使用料も現行から3%増額した料金になります。		